内閣総理大臣　安倍晋三 殿
財務大臣　　麻生太郎 殿
厚生労働大臣　塩崎恭久 殿
文部科学大臣　馳　浩　殿

2015年11月13日
日本共産党山添拓事務所
日本共産党国会議員東京事務所
日本共産党東京都地方議員団
日本共産党東京都委員会

要望書

いま、国民は、雇用破壊と社会保障の連続改悪、負担増などによる生活の困窮に苦しめられています。とりわけ、際限のない格差の拡大と貧困の増大、高物価・高家賃のもとにおかれている東京都民は、憲法が保障する「健康で文化的な最低限の生活を営む」ことも困難な状況におかれており、施策の拡充が急がれています。

にもかかわらず、国が、生活保護対策費の大幅削減や国民健康保険の国費負担の削減、後期高齢者医療制度の保険料軽減措置の廃止、年金の「マクロ経済スライド」の発動など、社会保障制度の解体ともいうべきやり方をすすめていることに、おおくの国民が怒りの声をあげています。

よって、２０１６年度予算の策定にあたって、以下の事項について、つよく要請するものです。

１．国民の「生存権」を保障する立場から社会保障費の拡充をすすめること。概算要求での１５００億円（２０１５年度概算要求比）の「自然増分」の削減を撤回すること。また、予算編成時の「自然増」抑え込みを認めないこと。

２．誰もが安心して受けられる医療保険制度を
① 国保の広域化・都道府県化を撤回すること。国民健康保険の国の財政負担を復元し、国保料の値上げを抑え、引き下げを国の責任でおこなうこと。
② 不当な国民健康保険証のとりあげ、短期保険証、資格証明書の発行をやめさせること。徴収強化の名による強制差押えをやめさせること。
③ 国保料支払いにより、収入が生活保護基準以下となる世帯には、介護保険と同様に、保険料を免除する「境界層措置」を創設するとともに、子どもが多いほど保険料が増える均等割に対する軽減措置を導入すること。
④ 医療費助成を実施している自治体へのペナルティ（国庫負担の減額）をやめること。
⑤ 子ども医療費助成を国の制度にすること。

3．介護難民をなくすために

① 誰もが安心して受けられる介護制度の実現のために、「公的保険」「自治体福祉（措置福祉）」「地域福祉」が、それぞれの職分・役割が発揮、連携できるような制度に改革すること。

② 医療介護総合法による介護保険の改悪を撤回すること。

③ 保険料の高騰を抑えながら、介護の提供基盤を拡大し、持続可能な制度とするために、国庫負担の割合を大幅に拡充すること。

④ 特別養護老人ホームの増設、介護労働者の処遇改善、人件費補助の抜本的増額、介護人材確保のための対策など、介護サービスの拡充のための国の負担を大幅に増やすこと。

⑤ 特別養護老人ホームをはじめ高齢者施設を増設するため、国有地または元国有地を地元自治体が優先取得できるようにすること。国有地の減額貸付をおこなうこと。

⑥ 公費負担拡大による介護保険事業者への介護報酬の大幅引き上げをおこなうこと。介護報酬の地域区分の格差を是正すること。

⑦ 要支援者の訪問介護、通所介護を保険給付に戻し、軽度者をふくめ保険給付を今後とも維持すること。新総合事業の給付費上限を撤廃し、予防事業の促進とサービス提供に必要な財源を保証すること。介護予防の拡充のため、自治体への財政支援を抜本的に拡充すること。

⑧ 利用料の２割負担を撤回し、１割を負担に戻すこと。低所得者の介護施設利用の際のの「補足給付」の資格要件およびあらたな所得要件を撤廃し、もとに戻すこと。

⑨ 特別養護の老人ホーム入所の原則要介護３以上の制限を撤廃するとともに、多床室へのあらたな負担を導入しないこと。

⑩ 精神障害者のディケアやディサービスについて、国の補助金を増やし、安定的な支援ができるようにすること。障害者年金総合支援法にもとづく、障害者のケアプラン作成にかかわる事業所の単価を引きあげること。

⑪ 障害者総合支援法にもとづく、日常生活用具給付の国庫補助を２分の１に引き上げること。

4．安心して子育てできる環境を

① 政府の責任で子どもたちに経済的支援や学習の保障をおこなうことなど、「子どもの貧困対策法」にもとづく対策を抜本的に拡充すること。

② 児童扶養手当の対象拡大や返済不要の「給付制奨学金」の導入をおこなうこと。

③ 非婚のひとり親家庭に寡婦（夫）控除を適用すること。

④ 道府県による「子どもの貧困対策計画」の策定を義務化すること。また、基礎自治体での「子どもの貧困対策計画」の策定を推進するため、支援をおこなうこと。

⑤ 多子世帯の負担軽減のため、年少扶養控除の「再算定」＝みなし適用の継続をおこなうとともに、各自治体への徹底を図ること。

⑥ 安全基準の緩和や延長保育料、上乗せ徴収などの負担増について見直し、撤回すること。90 日以内の就業の条件の緩和をおこなうこと。

⑦ 保育時間認定は、保護者の就労の実態に即して決定するよう徹底すること。
⑧ 公定価格に関わる地域区分の格差是正をおこなうこと。
⑨ 実態にあった待機児解消が可能となるよう「待機児解消加速プラン」を抜本的に拡充すること。国有地・国有施設の積極的提供をおこなうよよもに、貸付にあたっては減額をおこなうこと。
⑩ 認可保育所中心の待機児解消につとめること。認可保育所の家賃補助制度を創設すること。その際、現在自治体において対象となっている事業所にも遡及して対応すること。
⑪ 公立保育園の建設費・運営費補助を復活させることなど、保育園への支援を拡充すること。
⑫ 保育料の基準を引き下げること、各自治体が実施している「認可外保育施設入所児童保護者への助成制度」を支援すること。
⑬ 保育園の園庭は同一敷地内もしくは隣接地で設けるようにすること。
⑭ 保育士の確保と処遇改善に国としてとりくむこと。

以上